大阪商業大学学術情報リポジトリ

核兵器禁止条約（TPNW）と社会化教育ー大学生への意識調査と地理教材化への試みー

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学教職課程委員会 公開日: 2021-05-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西岡, 尚也, NISHIOKA, Naoya メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/988

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

核兵器禁止条約（TPNW）と社会科教育

―大学生への意識調査と地理教材化への試み―

西　岡　尚　也

第１章．はじめに
第２章．日本国憲法・教育基本法・学習指導要領の検討
第３章．大学生への意識調査
第４章．「批准50か国・地域」の地理教材化
第５章．世界平和への理論と思想
第６章．まとめと今後の課題

第１章．はじめに

国連は2020年10月24日、ホンジュラスが加わり「核兵器禁止条約（TPNW）」批准国・地域が、50に達したと発表した。これにより90日後の2021年１月22日には、条約が発効することとなった（図表１）。この条約の最大のポイントは、前文において『核兵器使用による**被爆者の受け入れ難い苦しみに留意**する[1)]』と明記したことである。核兵器の「開発」「実験」「保有」「使

図表１：「核兵器禁止条約発効へ」を伝える新聞記事

核禁条約 発効へ
核兵器「非人道的で違法」
保有国や日本 不参加
50カ国・地域批准
核軍縮の流れにつなげよ

被爆国日本 問われる覚悟
核兵器禁止条約1月発効
核兵器禁止条約の批准50カ国・地域
軍縮機運 焦る米国

（出典：左2020年10月26日付、朝日新聞記事）
（出典：右2020年10月26日付、京都新聞記事）

1）これまでの核兵器をめぐる条約には、1968年核拡散防止条約（NPT）、1996年包括的核実験禁止条約（CTBT）、2010年新戦略兵器削減条約（新START）などがあったが、実質的には保有国（５大国）の「利害関係調整条約」であった。しかし今回の核兵器禁止条約（TPNW）は、過去の条約になかった「被爆者の受け入れがたい苦しみに留意」した新たな視点が盛り込まれている。すなわち従来の核兵器関連の条約にはなかった「無条件に核兵器とその保有を非合法化」している点で画期的である。

用」などを全面的に禁止したのみならず、**核兵器そのものを「非合法化」した「人類史上初の条約」**となった（図表２）。

これは広島・長崎への原爆投下以後、75年間にわたる核軍縮の努力が結実した歴史的で画期的な出来事である。この条約の新たな理念は、核兵器の壊滅的な人道上の結末を懸念し、**「国家の軍事的安全保障」**から**「人類全体・地球全体の安全保障」**へと「考え方の転換」を提示した点である（黒沢2020年11月14日京都新聞評論）。科学技術文明が生み出した核兵器＝「人間傲慢の産物」が、最終的に世界の滅亡をもたらすことに人類がようやく気づいたのである（稲盛・梅原2020、147頁）。被爆者団体の地道な運動と、ICANなど国際的な反核NGOの活動、それらを支持する人間の努力が「考え方の転換」を生み出したのである。

しかしながら肝心の当事者である核保有国９か国（図表３）と、その「核の傘の下」に入る日本やNATO諸国などは、この禁止条約には「消極的」である[2)]。このままでは「唯一の被爆国」であるにもかかわらず「核兵器の抑止力[3)]」に依存し、「アメリカのそばに留まろうとする政策（T.マーシャル2020、65頁）」を続ける日本政府の方針に対する「風当たり」は、

図表２：「核兵器禁止条約」のポイント

① 核兵器の使用で起こる壊滅的な人道上の結末を深く懸念している。
② 被爆者（HIBAKUSHA）の受け入れ難い苦しみに留意している。
③ 核兵器の使用、使用の威嚇を禁止している。
④ 核兵器の開発、実験、保有を禁止している。
⑤ 核兵器の移譲を禁止している。
⑥ 核兵器開発への支援を禁止している。

（出典：京都新聞2020年10月26日記事から作成）

図表３：核保有国９か国と世界の核兵器数

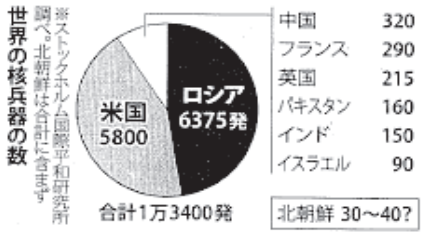

（出典：毎日新聞2020年10月26日記事）

2）核保有国９か国のうち、「５大国」（米・露・中・英・仏）は、５か国のみに核保有を認める核拡散防止条約（NPT）を1967年に結んで、「５大国」以外への核兵器拡散を防止しようとした。この条約には191か国（2015年現在）が加盟しているが、インド・パキスタン・イスラエル・南スーダンが未加盟国で、北朝鮮は2003年に脱退している（帝国書院編集部2017、130頁）ため、説得力がない。したがってNPTには加盟していても一部の非保有国側には、保有国が核軍縮を進めない現状に不満を募らせてきた（京都新聞2020年10月26日）。そのような不満の蓄積が、今回の批准国50か国という現在の状況を作ったと言える。

3）日本の場合の「抑止力」とは、日米安全保障条約が日本国憲法の制約下にある自衛隊の「軽武装」をおぎなう抑止力として、日本の領土内に米軍の駐留を認めていることをいう（山崎2010、188頁）。

確実に強まっている。今まさに日本国民の「世論動向」が、世界中から注目されている[4)]。

わが国において過去に「核兵器禁止条約」を紹介しその理念や意義を考察した先行研究には、冨田（2017）、池上（2018）、川崎（2018a・2018b）、安斎ほか（2018）などがある。しかしながら社会科教育とりわけ地理教育の立場から検討した研究はまだ見られない。この背景には戦後の日本の地理学会・研究会が伝統的に「核兵器問題」や「平和教育」を避けてきた歴史があると考えられる[5)]。

筆者には被爆者に寄り添う「核廃絶への理想」と「日本政府の立場」の板挟みの中で、翻弄されて苦悩する教育現場が見えてくる。特に若い世代の社会科教員から「核兵器と平和をどのように教えれば良いのか」という質問を聞く機会が近年ふえてきた。筆者自身にも同様な疑問を持ち苦労した高校社会科教員の経験がある。

そして当然、2021年１月22日の「核兵器禁止条約の発効」前と後では、政治現場だけでなく教育現場も大きく変化しなければならないだろう。こんな中で比較的余裕のある大学教員の立場で、「小・中・高校で役立つ新しい教材へのヒント」を提示してみようと考えるようになった。

本稿ではこのような理由から、まず第一に小・中・高校の社会科教育で「平和教育・学習」がどのように位置づけされているのか、「学習指導要領」を読み解き整理した（第２章）。第二に筆者が担当する講義でアンケートを行い「大学生の意識」を明らかにすることを試みた（第３章）。第三にそれらの結果をふまえ、どのような「教材化」が可能なのかを考察した（第４章）。その際、社会科分野で最も平和教育が行われて来なかった「地理分野での教材化」を試みた。方法としては世界地図を用いて「批准50か国・地域」に焦点を当て、「なぜその場所（国や地方）で、他の地域と比べ住民の核兵器廃絶への意識が高いのか」、「どうして、ここでこのような出来事が起こったのか（千田2020、11頁）」という地理学・地理教育の視点で考察した。

第２章．日本国憲法・教育基本法・学習指導要領の検討

（１）日本国憲法・教育基本法の表記を「核兵器」・「平和」で読んでみる

わが国の「世界平和」に関わる方向性・方針・考え方を、全世界に向けて発表し宣言して来たものとしては、日本国憲法と教育基本法における、次の①～④がある。これらはいずれも明白にわが国の世界平和への貢献の必要性を示している。（ここではキーワードである「平和」を太字にし、部分的に抜粋し引用した。）

① 日本国憲法前文には、「日本国民は、恒久の**平和**を念願し、…**平和**を維持し…国際社

4）このような状況で外務省関係者は菅政権でも日本政府のスタンスが変わることがないとし、「改めて批准する考えはない」ことを強調している（朝日新聞、2020年10月26日）。

5）例えば過去に出版された朝倉地理学講座12の『政治地理学』（木内1968）では、核兵器や世界平和に対する記載はまったくない。ここには戦時中における日本の地理学・地理教育が軍国主義政策に加担したこと（山口2020、１頁）への罪悪意識が存在しているのかもしれない。もしそうであるなら、日本の地理教育で「核兵器禁止条約」を地理教材化することは「不幸な過去＝罪悪意識」を乗りこえて世界平和に貢献する絶好のチャンスであると考えられる。

会において名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖[6]と欠乏から免れ、**平和**のうちに生存する権利を有することを確認する。」

② 日本国憲法第９条には「日本国民は…国際**平和**を誠実に希求し、…戦争と武力による威嚇[7]又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。（２）…戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

③ 教育基本法前文には「日本国民は、…世界の**平和**と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。」

④ 教育基本法第１条には「教育は、人格の完成を目指し、**平和**で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

⑤ 教育基本法第２条五には、「…国際社会の**平和**と発展に寄与する態度を養うこと。」…と書かれている。

これらを改めて「核兵器」を念頭に置いて読めば、①では「核兵器保有国を認めること」は、すでに「恐怖を免れず」に、この権利が奪われた状態になってしまうと解釈される。ここを「教材へのポイント」としたい。また ②では「核兵器を使用しなくても保有すること」がすでに「威嚇」になるので、保有自体が否定されると読み取れる。この点も「教材へのポイント」になるだろう。

おなじく③～④では「核兵器保有」そのものが、教育の目標からも「人類の福祉の向上」「健康な国民の育成」「国際社会の平和と発展」にとってプラスにならず、「人格の完成」の弊害になることをあげながら「教材」にしていきたい。

（２）社会科学習指導要領にみた「核兵器」・「平和」の表記

わが国の学校教育は、日本国憲法・教育基本法を基盤土台にし、編纂された「学習指導要領」を基準にして実施されている。ここでは教育現場の基準となる小学校・中学校・高等学校の「学習指導要領社会科（高等学校では地理歴史科・公民科）」に着目し、本稿のキーワードである「核兵器」「平和」が、どのように表記されているかを調べてみた（図表４～８）。図表８はその登場回数をまとめて整理し示したものである。

6）ここでの恐怖には「核兵器」の保有や使用への恐怖も含まれていると考えられる。
7）核兵器の保有国が非保有国に与える恐怖は、「武力による威嚇」であると考えられる。

図表４：「小学校社会科」学習指導要領にみる核兵器・平和の表記

（単語「核兵器」「平和」を太字にして関連する部分を引用し作成。波線の（　）部分と、下線は著者が加筆）

小学校学習指導要領　第２章　第２節　社会

■第１　目標、

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる**平和**で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

■第３学年及び第４学年、　（「核兵器」、「平和」という単語は登場しない）

■第５学年、　（「核兵器」、「平和」という単語は登場しない）

■第６学年、１目標（２）、　（「核兵器」という単語は登場しない）

…**平和**を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。

２内容（３）、

…世界**平和**の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする。

イ、…**平和**な国際社会の実現に努力している国際連合の働き。

（出典：文部科学省（2008）『小学校学習指導要領解説 社会編』東洋館出版社、117 ～ 122頁から引用）

図表５：「中学校社会科」学習指導要領にみる核兵器・平和の表記

（備考：単語「核兵器」「平和」を太字にして関連する部分を引用し作成。波線の（　）部分と、下線は著者が加筆）

中学校学習指導要領　第２章　第２節　社会

■第１　目標、

広い視野に立って、社会に関する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる**平和**で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

■第２　各分野の目標及び内容、

〔**地理的分野**〕、（「核兵器」、「平和」という単語は登場しない）

〔**歴史的分野**〕、（「核兵器」、「平和」という単語は登場しない）

〔**公民的分野**〕１目標（３）、

国際的な相互関係の深まりの中で、世界**平和**の実現と人類の福祉の増大のために、…（中略）…その**平和**と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。

２内容（３）ア、

日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び**平和**主義を原則としていることについて理解を深め…

（４）ア、世界**平和**と人類の福祉の増大

世界**平和**の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、…（中略）…その際、日本国憲法の**平和**主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、**核兵器**などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界**平和**を確立するための熱意と協力の態度を育てる。

３内容の取り扱い、（５）ア（イ）、

「世界**平和**の実現」については、領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権相互の尊重、国際連合の働きなどの基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。

（出典：文部科学省（2008）『中学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版、139 ～ 150頁から引用）

図表６：「高等学校地理歴史科学習指導要領」にみる核兵器・平和の表記

（備考：単語「核兵器」「平和」を太字にして関連する部分を引用し作成。波線の（　）部分と、下線は著者が加筆）

高等学校学習指導要領 第２章　第２節　地理歴史

■第１款　目標、

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き**平和**で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。

■第１〔世界史A〕２内容（３）ウ、三つの世界と日本の役割

第二次世界大戦後の米ソ両陣営の対立と日本の動向、アジア・アフリカの民族運動と植民地支配からの独立を理解させ、**核兵器**問題やアジア・アフリカ諸国が抱える問題などについて理解させる。

３内容の取扱い、（２）イ

…**核兵器**などの脅威に着目させ、戦争を防止し、**平和**で民主的な世界を実現することが重要な課題であることを認識させること。

■第２〔世界史B〕３内容の取扱い（２）イ、

…**核兵器**などの脅威に着目させ、戦争を防止し、**平和**で民主的な世界を実現させることが重要な課題であることを認識させること。

■第３〔日本史A〕２内容（３）ア、現代日本の政治と国際社会

…**平和**条約と独立、国際交流や国際貢献の拡大などに着目して、我が国の再出発及びその後の政治や対外関係の推移について考察させる。

３内容の取扱い、（２）

…**核兵器**などの脅威に着目させ、戦争を防止し、**平和**で民主的な世界を実現することが重要な課題であることを認識させる。

■第４〔日本史B〕２内容（６）ア、現代日本の政治と国際社会

…**平和**条約と独立、国際交流や国際貢献の拡大などに着目して、我が国の再出発及びその後の政治や対外関係の推移について考察させる。

３内容の取扱い（３）

…**核兵器**などの脅威に着目させ、戦争を防止し、**平和**で民主的な世界を実現することが重要な課題であることを認識させる。

■第５〔地理A〕、（「核兵器」、「平和」という単語は登場しない）

■第６〔地理B〕、（「核兵器」、「平和」という単語は登場しない）

（出典：文部科学省（2008）『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』教育出版、144 ～ 157頁から引用）

図表７：「高等学校公民科学習指導要領」にみる核兵器・平和の表記

（備考：単語「核兵器」「平和」を太字にして関連する部分を引用し作成。波線の（　）部分と、下線は著者が加筆）

高等学校学習指導要領 第２章　第３節　公民

■第１款　目標

広い視野に立って、現代社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての存在のあり方生き方についての自覚を育て、**平和**で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

■第１〔現代社会〕２内容、（２）オ、国際社会の動向と日本の果たすべき役割

グローバル化が進展する国際社会における政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種、民族問題、**核兵器**と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献、経済における相互依存の関係の深まり、地域的経済統合、南北問題など国際社会における貧困や格差について理解させ、国際**平和**、国際協力や国際協調を推進する上での国際的な組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させる。

■第２〔倫理〕２内容、（３）イ、現代の諸課題と倫理（「核兵器」という単語は登場しない）

生命、環境、家族、地域社会、情報社会、文化と宗教、国際**平和**と人類の福祉などにおける倫理的課題を自己の課題とつなげて探究する活動を通して、論理的思考力や表現力を身につけさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

■第３〔政治・経済〕２内容、（１）イ、現代の国際政治（「核兵器」という単語は登場しない）

国際社会の変遷、人権、国家主義、領土などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献について理解させ、国際政治の特質や国際紛争の諸要因について把握させ、国際**平和**と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。

（出典：文部科学省（2008）『高等学校学習指導要領解説 公民編』教育出版、80 ～ 85頁から引用）

これら図表４～７を詳細に比較検討していくと、小学校・中学校・高等学校の「社会科関連科目の目標」では、表記以下①～④に見られたように、ほぼ同じ「表記」＝「平和で民主的な社会の形成者としての公民的資質を養う」であることがわかる。

すなわち①小学校「…国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」。②中学校「…国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」。③高等学校地歴科「…国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う」。④高等学校公民科「…人間としての存在のあり方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」である。

このことから小学校・中学校・高等学校の「社会科、地理歴史科、公民科それぞれの目標」の土台には同じ目標理念があり、方針・方向が一貫していることが理解できる。したがって社会科の３分野「地理・歴史・公民」では、この目標達成をめざして教育内容・教科書・教材・副教材・教材研究が工夫されることになる。

次に図表８をもとに、キーワードである「核兵器」と「平和」の登場回数を検討する。このことによって各学年･各小教科での「キーワード重要度」を明らかにできると考えたからである。

図表８：「社会科」学習指導要領に登場する「核兵器」「平和」の回数

（備考：ただしそれぞれ分野の「目標」にある「平和」は含まない。著者作成）

学校	分野・学年		核兵器	平和
小学校	社会科	３年生	なし	なし
		４年生	なし	なし
		５年生	なし	なし
		６年生	なし	３回
中学校	社会科	地理的分野	なし	なし
		歴史的分野	なし	なし
		公民的分野	１回	８回
高等学校	地歴科	世界史Ａ	２回	１回
		世界史Ｂ	１回	１回
		日本史Ａ	１回	２回
		日本史Ｂ	１回	２回
		地理Ａ	なし	なし
		地理Ｂ	なし	なし
	公民科	現代社会	１回	１回
		倫理	なし	１回
		政治経済	なし	１回

●小学校学習指導要領では「核兵器」が全く登場せず「平和」は、６年生になって３回登場する（図表８）。小学校段階で「核兵器」という用語に全く触れないのは、学習者である子供たちにとってはプラスにならない。筆者は小学校３～６年生に「核兵器」という単語を教えることは、発達段階からも可能であると思う。できる限り低学年でも「核兵器」について触れておくことが、その後の学習効果を増やすことになるのである。

前述したように、小学校社会科の「目標」にある、『…国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。』の理念を生かすためにも、３～６年生で学習指導要領に「核兵器」を記述して欲しい。おなじように「平和」についても３～５年生でも記載していくべきである。なぜなら学習指導要領に「単語」としてあげることは、波及的に「教科書・教材・副教材・教材研究など」にその用語の理念・概念が拡大することになり、日本社会全体で「核兵器」と「平和」への関心が高まることが期待できるからである[8)]。

8）教員側の視点からも、「核兵器」「平和」の単語が教科書や副教材に記載されていけば、学習者の発達段階に応じて、教師自らの教材研究や教材開発・工夫が容易になる。筆者の世代では小学校時代（1960年代平和教育が盛んであり）「絵本」「マンガ」「紙芝居」などで、先生が実践してくれた「平和学習」が思い出される。今日ではさらに、オンラインで遠隔授業が注目される。例えば国内の平和教育の先覚地である広島・長崎・沖縄の地元学校との授業展開（さらには海外との交流）が実現できれば、「核兵器」「平和」をテーマに教師の実践交流が深まると考えられる（沖縄市市民部：平和・男女共同課2013）。「核兵器禁止条約」への関心が世界中で高まっている今こそ、このような「波及効果」拡大をめざし、小学３年生～高校の全学年･全部の社会科分野の教科で、学習指導要領に「核兵器」「平和」の記載回数を増加してほしい。

●中学校学習指導要領では公民的分野において「核兵器」が１回、「平和」が８回登場する（図表８）。しかしながら地理的分野・歴史的分野では見られない。これでは中学校社会科の「目標」にある、『広い視野に立って、社会に関する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、…公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。』が十分に達成できていないと考えられる。とりわけ「広い視野に立って」「多面的・多角的に考察」するには、公民的分野だけではなく、地理的分野・歴史的分野＝空間認識・時間認識からの視点や手法で「核兵器」「平和」が考察され、学習者の理解が深まっていくことが大切である。そうでなければ目標にある「平和で民主的な国家・社会の形成者」にはなれないし、「公民的資質の基礎」の養成も達成不十分になってしまう。

したがって中学校地理的分野・歴史的分野においても学習指導要領に「単語」として「核兵器」「平和」を記載する意義は非常に大きい。その結果小学校と同様に、中学校における平和学習に波及的な効果が期待され、日本社会全体で「核兵器」や「平和」への議論を高めることになる。その延長で「核兵器禁止」への世論を健全な方向に喚起する資料を提供できる。そしてそれが最終的に『…核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。（公民的分野、２内容（４）ア）』のである。

図表９：中学社会「地理」教科書にみる、核兵器・平和関連記述の例

〈軍都と原爆そして復興〉1945年８月６日に投下された原子爆弾は、広島の市街地を大きく破壊し、多くの死者を出しました。爆心地から半径約２ｋｍの地域は建物がほぼ全壊し、数年以内に約20万人といわれる犠牲者を出しました。第二次大戦後の広島市の復興は、道路や橋の整備から始まりました。1950年ごろの地図を見ると、市内中心部を東西に走る「平和通り」が整備されていることがわかります。

… 1996年に世界文化遺跡に登録された原爆ドームのある平和記念公園をはじめとして、世界の多くの人々が見学に訪れる広島市は、国際平和都市としても発展しています。

（出典：竹内祐一ほか（2019）『中学社会地理－地域に学ぶ－』教育出版、176～177頁）

図表９は現在使用されている中学社会地理教科書の広島市の記述である。原子爆弾の投下とそれに関わる被害・犠牲者、そしてその後の復興と原爆ドームについての記載がされている。しかしながら「核兵器」という用語や「反核兵器」、被爆者のメッセージなどはなく、「平和学習」には不十分である[9)]。

学問としての地理学では「地誌内容＝現状＝広島市の現在のようす」を記述すれば良いと考えられる。しかし「社会科としての地理教育」では、機会あるごとに全体目標にもある平和に視点を当て、「核兵器」「被爆者」「反核兵器運動」などを記事にして行くべきである。そのためには公民的分野と同様に、中学社会学習指導要領には地理的分野・歴史的分野において、「核兵器」「平和」の用語をしっかりと載せるべきだと筆者は考える。

9）これに関しては、金（2014、134頁）による「…広島の悲しい経験は日本人に“戦争の野蛮”と“平和”の大切さを教えてくれる代表的な記憶の装置として作用している。しかし、広島は原爆を招き寄せた侵略戦争の本質と加害責任から目をそむけたまま、自分たちの被害ばかりを強調する決定的な限界を抱えている。」の指摘もある。

●高校学習指導要領では世界史A・B、日本史A・B、また現代社会では「核兵器」「平和」が登場する。しかしながら地理A･Bでは「核兵器」「平和」のどちらも登場しない（図表８）。中学校では歴史的分野で記載がなかったことと比較すれば「評価」したい。なぜなら高校でも「社会（地歴）科分野教育の一環」として世界史や日本史は教えられているからである。

同様に地理的分野で全く「核兵器」「平和」の記載がないのは問題である。独立した「地理科」だった戦前と異なり、戦後の高校における地理は「社会科としての地理教育」である。どうして「核兵器」「平和」という重要用語がないのだろうか。またさらに倫理および政治経済において「核兵器」が登場しないのも、地理A・Bと同じで不思議である。とくに地理においては中学校段階・高校段階のいずれにも記載がない。同じ社会科としてこれで良いのだろうか。

「核兵器禁止条約」への関心が世界中で高まっていく今こそ、小学３年生～高校すべての学年および教科で社会科の学習指導要領には「核兵器」「平和」の記載回数を増加してほしい。なぜなら小・中・高校のいずれの段階においても、全体目標で平和教育を唱える社会科であるのなら、地理的分野においても「核兵器」「平和」を記載するのは当然だと考えられる。

第３章．大学生への意識調査

筆者は講義の受講生に対して「図表10」の質問を用いて意識調査を実施した（図表10）。方法は国連発表当日のNHK・民放のTVニュース（2020年10月25日）を見せ、質問に答える方法でその感想や意見を自由（無記名可・B6用紙）に記述してもった（回答数132人）。

結果は図表10、11のようになった。最も多かったのは「批准しない日本政府に反対である」62人（47.0％）となった。大学生の約半数が「日本政府にも批准してほしい」という意見を持っている。その一方で逆に約３分の１の、37人（28％）が「批准しない政府に賛成」であることがわかる。これに「わからない・判断できない」の33人（25％）を加えると、過半数70人（53％）が、「批准しない方がよい」もしくは「わからない・判断できない」であった。ただし、回答で日本の立場について何も触れていないものは「わからない」に分類した。以下に回答にあった主な意見の例を抜粋しあげる。

図表10：大学生への意識調査（著者作成）

質問：あなたは「核兵器禁止条約」に批准しない現在の日本の方針に、賛成ですか反対ですか。その理由も書いてください。（2020年10月28 ～ 30日に講義内で実施）	
賛成である	37人　（28.0％）
反対である	62人　（47.0％）
わからない	33人　（25.0％）
合計	132人　（100％）

図表11：大学生への意識調査（著者作成）

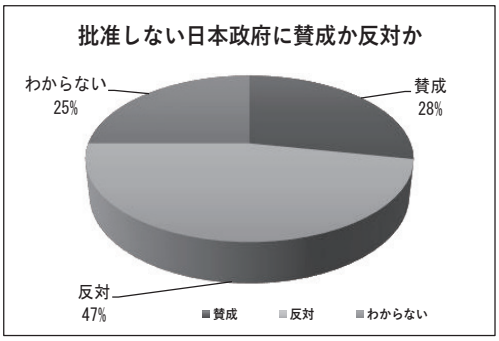

（1）批准しない日本政府に「賛成である」の理由

1－①日本は世界中で唯一の核兵器による被爆国なので、このことはしっかりと受け止めるべきだと思う。しかしながら、自国に軍隊がなく（自衛隊はあるが）、アメリカに「核の傘」で守ってもらっているのであるから、これからもアメリカの方針に従うべきだ。そしてアメリカを利用していけば良い。

1－②核廃絶は確かに実現してほしいし、この条約の成立は素直に喜ばしい。しかし日本政府の批准しない方針は、正しい判断である。なぜならこの条約には、核保有国が参加していない。これでは実効性がない。このような条約に日本が参加して、アメリカの信頼を失うことは何の意味もない。

1－③私は現状維持の状態で良いと思う。正直、アメリカが日本を守ってくれているおかげで、平和に暮らせている。現時点では批准国は50しかないが、発効後に参加する国がふえた段階で、改めて日本は態度を決定すれば良いと思う。

1－④今世界では紛争や国家間の関係悪化が進展し、過去の戦争時代に近づいている。特に北朝鮮は核兵器を量産し、アメリカなどが止めようとしている。日本はアメリカの政策を手助けし、世界平和を一から作り上げることが大切だ。したがって批准するべきではない。

1－⑤日本が今回の条約に批准することには反対である。なぜならこの条約は核を持っていない国しか批准していない。もし戦争になったら攻撃されるのは核を持たない国である。世界から核をなくすには50か国しか批准していないこの条約ではなく、全ての国が批准できるような条約を作っていくべきだと考える。

1－⑥日本は世界で唯一の被爆国として核兵器を廃絶するために世界の先頭に立って運動して欲しい。しかし、戦力を持たない日本が、中国やロシアに向かって強い姿勢で挑むことはできない。だからといってアメリカに守ってもらうのではなく、逆にアメリカを利用して、核廃絶交渉を進めていくべきだと思う。

1－⑦日本が批准できないのは仕方がない。現在中国が尖閣諸島をねらっていて「核の傘」から出ることは危険である。日本がこの条約を批准するのは、中国・北朝鮮・ロシアなど核保有国の脅威がなくなってからでよい。しかもこの条約を批准している50か国には、軍事的に強い国はないので、あまり効果はない。一国でも核保有国を味方にしなければ、発効の意味もないと思う。

1－⑧核兵器は持たない方がよい。この意味だけなら日本もこの条約に参加するべきである。しかしながら日本の周辺には中国・北朝鮮などの「好戦的は姿勢」を見せる国があるので、アメリカに守ってもらう必要がある。したがって、現時点では日本は核兵器禁止条約には参加すべきではない

1－⑨私は核兵器禁止条約には反対である。なぜなら核保有国どうしが圧力をかけることで、バランスが取れている。この条約ではそんなバランスが崩れると思う。したがって日本にはバランスを崩さないためにも参加しないで欲しい。日本は唯一の被爆国なので、「核のバランスによる世界平和」を崩してしまわないためにも、批准しない方がよい。

1－⑩私は極論だが「核兵器はなくすべきではない」と思う。たしかに核兵器をなくしてしまえば、一時的には戦争も少なくなり争いも減ると思う。しかしそこには欠点が必ずある。なぜなら核兵器を隠して持ち続ける国が出てくる。どこの国も「戦争で勝ちたい」という意

志で動くから、あらゆる手段で勝ちに行くと思う。その時には最終的に核兵器が使用されると予想される。そうしないためにも今のままの「抑止力」に頼る方がよい。ゆえに日本は批准するべきではない。

（２）批准しない日本政府に「反対である」の理由

２－①アメリカの守りは抑止力でしかないが、その抑止力があるからこそ、中国や北朝鮮から攻め込まれないという考えがある。しかし実際には、いざという時にアメリカが日本を守ってくれるかどうかわからない。最近そのような不安の方が大きくなってきた。最終的に世界から全ての核兵器がなくなればそんな不安も減少する。日本はこの機会に条約に参加して、中心となってリーダーシップを出して活躍してほしい。

２－②国民を守るために、アメリカの「核の傘」に入っているという理由があげられる。しかしながら、広島・長崎の記憶を歴史的にみて「脅威の対抗手段」として、核兵器を容認することは難しい。日本はこの条約に批准し、地道な外交努力から、「核兵器」に頼らずとも自衛できることを、国内・国外に示すのが今の日本の使命であると思う。

２－③批准しない日本の考えは変更してほしい。被爆体験者の思いや考えを、日本政府はもっと大切にするべきである。日本政府が勇気を出して条約に参加することで批准国は必ず増えると思う。世界が核の抑止力に頼る今の状態は変えていくべきである。

２－④核兵器を保有することは、いかなる理由でもやめてほしい。核兵器を保有することで良いことなどない。日本は兵器の恐ろしさを体験している。私は広島が地元なので、特にその怖さを知っている。1日でも早く日本はこの条約を批准するべきだ。

２－⑤日本の指導者は批准しなくてはいけない。被爆した人たちの思いを考え日本は勇気を出して条約に参加して世界を引っ張っていく必要がある。

２－⑥日本は考え方を変えるべきである。日本が積極的にこの条約を先導していけば、そのような日本を見てまだ批准せずに参加に迷っている国も、考えを変え批准国が増えていくと思う。

２－⑦日本が批准しないことに私は反対です。日本はこれを機会にアメリカとの関係を見直し、国の守り方を変えていくべきだ。唯一の被爆国日本は、先頭に立って広島・長崎の恐怖を世界に伝えなければいけない。

２－⑧日本は批准してこの条約に参加しなければいけない。そもそも北朝鮮が日本を攻撃することはないので、核の脅威に怯える必要はない。日本は被爆国として堂々とこの条約に参加してほしい。

２－⑨私は日本もこの条約を批准し協力する方が良いと思う。普通に考えて、強いアメリカに頼って自分たちの国の地位を保って守ってもらっている、今の日本が恥ずかしい。これでは世界中から日本は見下されて尊敬されない。世界を見れば小さな国が大国から「独立」しているケースも多い。日本は自分の意見をしっかり持ってアメリカから独立してほしい。そうすることで、これからの日本が進む新たな道が見つかると思う。

２－⑩日本はすぐに批准し、勇気を持って核保有国に対し発言してほしい。核兵器の悲惨さや怖さを体験した日本人が説得しなければ、核兵器は永遠になくならないし世界は変わらない。この条約の発効で日本の責任は、以前より重くなると思う。

（3）「わからない・判断できない」の理由

3－①核兵器の恐ろしさを一番伝えなければならない日本が、まだ批准していないのはおかしい気がする。しかしアメリカに守られているうちは、日本の意志は通せないのでしかたがない。今の私には判断できないが、この発効を機会に日本が「意見の言える国」になってほしい。

3－②禁止条約はとても良い取り組みである。被爆を体験した人には特にうれしいニュースだと思う。しかし、日本の立場を考えると私には賛成・反対のどちらかの判断は難しい。

3－③日本が批准していないことには疑問を感じる。なぜなら世界唯一の被爆国だからである。しかし、アメリカとの関係・安全保障のことを考えると、簡単に批准できないことも十分に理解できる。したがって私には判断できない。

3－④アメリカは今後も核兵器を保持していくだろう。したがってアメリカとの良好な関係を築いていくためには、この条約には日本は参加できないと思う。この条約の理想には私も賛成であるが、今の私には日本がどうすれば良いのかわからない。

3－⑤ニュースを見て被爆された方の喜びが伝わってきたので、核兵器が禁止される必要は理解できる。しかし現実には日本はアメリカに守ってもらっている立場にある。私にはどちらが良いのか判断できない。

3－⑥核兵器は世界全体にとって良いものではない。しかし日本は守ってもらっている側なので、批准できないのも仕方がないともいえる。私にはわからない。

3－⑦世界唯一の戦争被爆国である日本が批准しないことには疑問を感じる。しかしアメリカとの関係・安全保障のことを考えると、簡単に日本政府が批准できない事情もよくもわかるので、私には判断できない。

3－⑧核兵器をなくすことはとても大切だし、日本に批准してほしい。しかし「核の傘」がなくなればどんな影響が日本にあるのかわからないので、正直私には決められない。

3－⑨とても難しい問題だが少しずつ変えていくべきだと思う。（日本政府への自分の意見が書けない。）

3－⑩核兵器はない方が良いし、絶対に使用しない方が良い。（日本政府への自分の意見が書けない。）

（4）その他の回答（独創的・ユニークな意見）

4－①日本は総理も変わったので国の方針も変えていくべきである。

4－②核兵器が使われたのは日本に対してだけだったのを、はじめて知った。

4－③放射能や放射線を克服できる技術を開発するべきである。

4－④沖縄の米軍基地に核兵器を置いておくのは反対である。

4－⑤日本はいつでも核兵器を持てるように技術だけを持っていればよい。

4－⑥インドとパキスタンが核兵器を持っていることをはじめて知った。

4－⑦これをきっかけに日本が意見を言える国になったらよいと思う。（どんな意見？）

4－⑧今のままでよい部分もあるが、変えた方がよいとも思う。

4－⑨日本も核兵器には反対という意見を示すぐらいはできるのではないか。

4－⑩日本はこの条約に入ることが決まった（？）が、今後北朝鮮とどのように対応する

のか気になる。

上記の（１）～（４）は代表的な意見であるが、全体を詳細に読んでみると、「保有国が批准していないので実効性に欠ける」という認識が多く見られた。また「広島・長崎」という地名をあげて書いていたのが全体で21人（16％）あった。その一方で「どうして批准国が、この50か国・地域なのか」「なぜ批准国が50しかないのか」という「感想・反応・疑問」が全く見られなかった。このことはすなわち、批准した50か国・地域の「地理的分布」に着目し「世界地図で考察する視点」＝「空間認識からの考察」が回答した大学生にはなかったことになる。ちなみにアンケートをしながら「50番目に批准したホンジュラスはどこにあるのか？」と質問したが、誰も答えられなかった。

このような「世界地図で考察する視点」が大学生に欠如していることは、前述した「社会科の学習指導要領」だけではなく、従来の日本の地理学分野で「核兵器や平和」が取り上げられていないこととも結びついている。地理的分野で「核兵器」「平和」をとりあげ、教材化しなければいないと筆者が考えるのは、このような背景（地理教育と平和教育の距離・温度差）があるからである。

以下第４章では「50か国・地域」に共通した「地理的・歴史的背景」「地域の特徴・事情」について考察を試み、これらの地域を「教材」にするためのヒントを示した。その際重要な用語（キーワード）を文中では太字で示した。社会科教員には参考にしていただき「教材づくり」に活かしてほしい。

第４章.「批准50か国・地域」の地理教材化

（１）批准国が「第三世界諸国」に多い理由は？

今回「核兵器禁止条約」を批准した国・地域の州別分布では、「南の国々」＝「第**三世界諸国**」が圧倒的に多い（図表12、13、14）。逆に北半球の先進諸国は少ない。このような「地域的な世界平和への意識の地域格差」があるのはどうしてか。社会科教員にはぜひ教材にして考えてもらいたい。「南の国々」＝「第三世界諸国」は、歴史的には**冷戦構造**に組み入れられなかった**途上国や新興国**がほとんどである。逆に**冷戦陣営**に組み込まれた国に批准できない国が多い。

ここでは「第三世界」の名称が**フランス革命の「第三身分」**に由来する（室井1997、28頁）ことを教材にしてほしい。植民地支配（欧米列強への苦い従属）を経験した途上国の民衆こそが、未来世界の変革主体となってほしいという期待が、この名称には込められている。「世界全体（社会）を変革するパワー」に期待した積極的な呼び名であることを教材にしていきたい（西岡2007、105頁）。さらに欧米植民地では、第二次大戦後も「**核実験場**」となってきた体験がある。フランス領の南太平洋島嶼地域やサハラ砂漠（現アルジェリア）、イギリスの実験場があったオーストラリアなどでは、「核兵器反対」意識が高い。これらの地域性に注目しながら「教材化」を工夫することで、地理教育の教材になるのである。

（２）批准国が21か国＝ラテンアメリカ諸国に多い理由は？

まず思い出されるのは、**キューバ危機**（1962年）である。**キューバ危機から５年後の1967年にはトラテロルコ条約**（中南米核兵器禁止条約）が締結された（図表14①）。これは**世界初の地域版核兵器禁止条約**である。この地域の民衆にとってキューバ危機がいかに衝撃であったかが推測できる。核戦争の一歩手前の経験は、周辺諸国に今回の批准を促した。同様にフォークランド（アルゼンチンではマルビス諸島）戦争（1982年）やグレナダ侵攻（1983年）も、米・英の核保有国への反発要因であると考えられる。

さらに図表12を詳細にみれば、中南米諸国ではウルグアイが第一に批准した国であることがわかる。ウルグアイは「世界で１番貧しい大統領」の、ペペ・ホセ・ムヒカ（1935 ～）の国であることと無関係ではない（くさばよしみ2014）。ぜひ彼の思想にリンクさせて教材にしたい。また反米のシンボルであったウゴ・チャベス大統領（1954 ～ 2013）のベネズエラに代表されるような、「アメリカ合衆国の裏庭」にされたことへの歴史的な反発・**大国への反骨**が中南米諸国には伝統的に存在する。

古くは宗主国スペインと闘ったシモン・ボリバル（1783 ～ 1830）、さらにはアルゼンチンのチェ・ゲバラ（1928 ～ 1967）や、キューバ革命のフェルデル・カストロ（1926 ～ 2016）らの思想の影響が、この地域には見えてくる。前述のペペ・ホセ・ムヒカも、生前のチェ・ゲバラらと交流があった。ラテンアメリカに反核兵器運動・批准国が集中しているのはこのような地域性や地理的・歴史的背景があるからである。

（３）10か国＝太平洋諸国に批准国が多い理由？

ニュージーランドを筆頭にしたオセアニアの南太平洋の**島嶼諸国**は、**アメリカ、フランス、イギリスの核実験場に近い要因**が考えられる（前田1991）。それだけこの地域は核兵器・放射能問題に敏感である。1954年には日本のマグロ漁船**第五福竜丸**が、**ビキニ環礁**で行われたアメリカ軍の**水素爆弾実験**の放射性降下物（死の灰）を浴び、乗員が約半年後に死亡している。このような背景から、1985年には**ラロトンガ条約（南太平洋非核地域条約）**が締結され地域単位での反核兵器運動が盛んである（図表14②）

（４）アフリカ諸国に６か国の理由は？

フランスは旧植民地アルジェリアの**サハラ砂漠で核実験**（1966 ～ 96年）を実施してきた。これは地域住民にとっては脅威となり、1991年**ペリンダバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約）**が締結された（図表14③）。

南アフリカ共和国は、反アパルトヘイト指導者であった**ネルソン・マンデラ**（1918 ～ 2013）の母国であり、彼の**人道的思想**は現在も周辺国を含めて外交政策への影響は大きいと言える。

しかしながらアフリカ州全体（54か国）では批准国は６か国と少ない。これは同じ第三世界地域であるラテンアメリカ諸国の批准国21か国と比較しても少数である。けれども世界全体を大観すれば「６大州」では、アフリカ州が54か国であり国家数では最大である。したがって2021年１月22日の条約発効以降、今後の「**アフリカ諸国の動き**」しだいで、一挙に批准国がふえる可能性がある。ペリンダバ条約締結国の動行はますます世界から注目されるだろう。

（５）オーストリアの地理的位置（東西陣営の中央）に注目させる

オーストリアは地理的に欧州の中心に位置する。1955年の主権回復時に永世中立を宣言し国連に加盟した。東西冷戦時代には**北大西洋条約機構（NATO）**と**ワルシャワ条約機構（WTO）**に挟まれ、大きな軍事衝突があれば核兵器の犠牲者となる危険があった。当時、旧ソ連は（オーストリアの）インスブルックに、米国は（同国）グラーツ近くのハンガリー領側に核兵器を落とす用意があった（朝日新聞2020年10月25日閲覧デジタル版）。このような事情が**オーストリア国民を反核兵器運動に向けている**。

また近距離で発生したウクライナ共和国の**チェルノブイリ原発事故**（1986年）では、飛来した放射能汚染物質の脅威を経験している。こんな「**地政学的な位置**」が、オーストリアが批准国となった理由であると考えられる。

図表12：核兵器禁止条約批准国マップ

核兵器禁止条約批准国マップ(2020年10月24日時点)

（出典：平和拠点ひろしまHP、https://hiroshimaforpeace.com/status-tpnw/、2020/10/29閲覧）

図表13：核兵器禁止条約を批准した国と地域

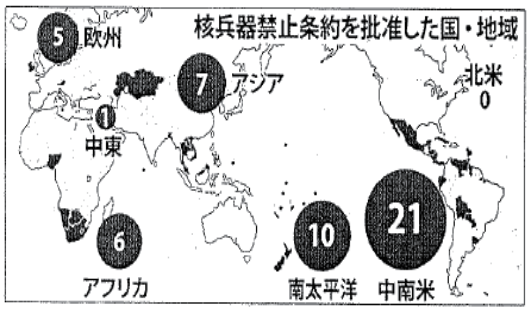

核兵器禁止条約を批准した国・地域
<アフリカ>南アフリカ、ナミビア、ナイジェリア、レソト、ガンビア、ボツワナ
<アジア>マレーシア、ベトナム、タイ、バングラデシュ、カザフ・スタン、ラオス、モルディブ
<欧　州>オーストリア、サンマリノ、バチカン、アイルランド、マルタ
<中南米>ウルグアイ、ベネズエラ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、セントクリストファー・ネビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、トリニダード・トバゴ、キューバ、エクアドル、ドミニカ、ボリビア、コスタリカ、ガイアナ、エルサルバドル、ベリーズ、アンティグア・バーブーダ、ジャマイカ、ホンジュラス
<中　東>パレスチナ
<南太平洋>ニュージーランド、キリバス、フィジー、バヌアツ、クック諸島、パラオ、ニウエ、サモア、ツバル、ナウル

（出典：毎日新聞2020年10月26日記事）

図表14：地域単位で核放棄を決めた条約締結国の分布地域

①**トラテロルコ条約**（1967年）
（中南米核兵器禁止条約）
②**ラロトンガ条約**（1985年）
（南太平洋非核地帯条約）
③**ペリンダバ条約**（1991年）
（アフリカ非核兵器地帯条約）
④**バンコク条約**（1995年）
（東南アジア非核兵器地帯条約）
⑤**セメイ条約**（2006年）
（中央アジア非核兵器地帯条約）

（備考：東京書籍編集部（1995、53頁）を基図に、P.ボニフェスほか（2016、60頁）から著者作成）

（6）東南アジアの地域性とバンコク条約

東南アジアは、長らく欧米の植民地であった後に日本の占領も経験した地域であるが、第二次大戦後は**ベトナム戦争**（1964 ～ 76年）で**東西冷戦の舞台**となった。このことから平和への思いが強い地域であり、1995年**バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約）**が締結された（図表14④）。加えてベトナム、ラオス、タイは、**核保有国である中国の隣国**であることが批准国になったと言える。

（7）中央アジア、インドとパキスタンの対立、パレスチナとイスラエル

中央アジアのカザフスタンは、**旧ソ連時代には核戦略の拠点**であった（図表14⑤）。ウ**スチノカメノゴルスク**には「**核燃料工場**」が、**セミパラチンスク**に旧ソ連時代の「**核実験場**」があり、今も**放射能汚染**が残存している（京都高等学校社会科研究会編2003、38 ～ 39頁）。この体験から住民は核兵器や放射能問題には敏感であり、核兵器反対世論が強い。中央アジア５か国は2006年**セメイ条約（中央アジア非核兵器地帯条約）**を締結している。カザフスタンが最初の批准国になった要因には、このような地域性がある。

またバングラデシュ、パレスチナは、それぞれ**隣国である中国・インド・パキスタン・イスラエルが核保有国**（図表３）であることへの脅威・警戒から、反核兵器への住民意識が高く批准国になったと考えられる。

以上（１）～（７）の地域に批准国が多く分布する要因は、次の３つに整理することができる。

① 東西冷戦時代に核保有国に翻弄され、核兵器の恐怖体験をもつ地域である。
② 核兵器に関連した「実験場」があり、それに伴った被害や脅威を体験した地域である。
③ 核保有国の近隣周辺に位置し、保有国への住民不安や警戒心がある地域である。

翻って日本を考えれば「過去の体験」を十分に生かして来たのか、再検討する必要があるだろう。

第５章．世界平和への理論と思想

ここまで社会科教育・地理教育の立場で「核兵器」「平和」について述べてきたが、本章ではもう少し視点を拡大して、過去の世界平和への思想について整理しておくことにする。なぜならそのことが「平和教材」作成の際に、社会科教師の「理論武装」にも役立つからである。

（１）カントの世界平和思想

18世紀の哲学者であり地理学者でもあったカント（1724 ～ 1804）は、著書『永遠平和のために』の冒頭で、『…**将来の戦争の種**をひそかに保留して締結された平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない（第１章、第１条項)』（カント1985、13頁)、と述べている（太字へは筆者が修正、原文は太字ではない)。日本政府が支持している1967年NPT（核拡散防止条約）では、５大国の核保有を認めているが、これはカントの言う「**将来の戦争の種**」であると考えられる。

またカントは『…人間の自然状態は、むしろ戦争状態である。…それゆえ**平和状態は創設**されなければならない』としている（カント1985、27頁)。そして『…自然状態で**かれ**（核保有国）が私のそばにいるということで、…すでに私に危害を加えている。…私は**かれ**（核保有国）からたえず脅かされている…これは平和状態ではない（太字への表記と、波線部分は筆者が加筆)』とも述べている。したがって従来の核保有国との共存状態（抑制力バランス＝核の傘）のもとの世界平和では、**平和状態は創設**されないことになる。ゆえに「核拡散防止条約（NPT)」より「核兵器禁止条約（TPNW)」の方が、さらにカントの平和状態に近づくという理論が成り立つ。社会科教師には自信を持ってこのようなカントの平和思想に立って、NPTとTPNWの２つの条約を比較しながら、教材にしてほしい。

さらにカントは『…この地球という球体の表面では、人間は無限に散らばって広がることができないために、共存するしかない…』、『…世界の遠く離れた大陸がたがいに平和な関係を結び、やがてはこの関係が公的で法的名ものとなり、人類がいずれはますます世界市民的な体制に近くなることが期待できるのである…』（萱野2016、25 ～ 26頁）とも述べていて、将来の「国際連盟」「国際連合」「EU」などの「地域統合」を予測している。

もちろんカントが予想した「地域統合」には、図表13にあげた「地域単位で核放棄締結条約①～⑤」も含まれる。世界地図を教材にして用いることで、スタートは世界全体ではないが、「①～⑤の地域単位の限定された非核地帯」が、やがては全世界に拡大する。これはカントのめざした「世界市民的な体制」に必ず発展すると言える。その意味で今回の「核兵器禁止条約」は、カントのめざした「**永遠平和の思想**」が活かされていて、その途上に私たちは存在するのである。

（２）新渡戸稲造の世界平和思想

カントの世界平和思想の影響を受けた日本人で、国際連盟の事務次長を務めたのは、新渡戸稲造（1862 ～ 1933年）である。第一次大戦後大国となったアメリカ合衆国は、「国際連盟

でも戦争は防止できない」として連盟に加盟しなかった[10]。これに対して新渡戸は『…小国を律する方法で大国のまとまらぬのは、分かりきったことである。しかし、国際紛擾はかくして収まるということが確定すれば、大でも小でも同筆法を応用する途が開けて、後日一般に通用せらるるに至ろう。…われわれ人類の眼が前についている限り、希望、信仰、創造の霊覚、妙智をもって将来を瞥見すれば、古人も「和をもって貴とす」と述べた**理想が必ず実現**さるるであろう（新渡戸2002、244 ～ 246頁）」と述べている。

たとえスタートは小国の集まりであろうが、このような方法で国際紛争が収拾できるという事例を重ねていけば、大国もやがてはそれに従い世界平和の理想が実現される、というのが新渡戸の考えである。これを「核兵器禁止条約」に応用していけば「核保有国（９か国）」が批准していなくても、かつ「小国ばかりの批准国」であっても、将来に向けて着実に「核兵器禁止条約」の理想は実現されることになる。

現時点で批准国はまだ50か国と少ないが、新渡戸がいうように**人類の未来は希望に満ちている**と私たちは信じたい。社会科教師には日本国憲法・教育基本法の示している方向に従い「**世界平和の理想**」を実現させる使命がある。被爆国日本の社会科を担当する教員には、このような新渡戸の意志を受け継ぎ、世界平和の理想実現を信じて、勇気と希望を持って教材研究・教育実践を行ってほしい。

第６章．まとめと今後の課題

今回の大学生への意識調査では「核兵器が実際の戦争で使用されたのが、日本だけだったということを、今回初めて知りました。」という感想があり筆者にはショックだった。この感想を含め約半数（53％）が、確信を持って「核兵器禁止条約」を支持できていないことが明らかとなった。その理由には、「当事者である核兵器保有国（９か国）がいずれも、批准していないので、この条約には実効性がない」という意見が多数みられた。

これらの意見に対しては黒沢（2020）を参考に、次の①～③の視点から考察することもできる。なぜなら、核兵器保有国（９か国）に対し「核兵器そのものの廃棄」を全世界が一致団結してアピールすることがこの条約の目的なのである。

①現時点で核保有国が批准していないのは残念である。しかしこの条約の目的＝本質はもっと長期的なものである。それには私たちは、第一に「核兵器は人道上の悪」である。第二に「核兵器は役に立たなくて危険」である。第三に「核兵器はお金の無駄遣い」である、という認識を世界に広めことが必要である。この認識が広まることで人々の意識が変革し、**世論により国（まだ批准しない国）の政策を変える**のがこの条約の目的＝本質である。

②条約の発効（2021年１月22日）ですぐに核兵器が削減されることもないし、世界が平和になるわけでもない。**それでも長期的な大きな挑戦の始まり**になって、より平和で公平な国

10）今回の「核兵器禁止条約」でも、当事者である核保有国＝９か国（図表２）はこの条約に「反対」を唱え「妨害」すらしている。とりわけアメリカ合衆国はこの禁止条約を真っ向から否定し、批准取り下げを迫る書簡を参加国に送りつけている（京都新聞2020.10.26.）。なぜなら禁止条約が大きなうねりとなれば、「核抑止論」の正当性が揺らぎかねないからである。書簡による批准国や反核団体への「脅迫」とも取れる水面下の切り崩し工作からは、逆に「保有国」の危機感が透けて見えてくる。

際社会を構築するための**重要な手段にはなる**。

③条約を支持する側は、発効に満足することなく、さらに加盟国を増やす努力をするべきである。同時に私たちはこの条約の持つ「**人道的かつ人類的な側面**」への理解をさらに深め、支持を拡大するための行動をしなければいけない。

今後この条約の「発効（2021年１月22日）」を契機に、これまで以上に世界全体の「核兵器廃絶」への機運が高まるだろう。筆者は今回の「核兵器禁止条約」を積極的に社会科教材、とりわけ地理教育教材にしていくことが「世界平和」近づくことになると思う。

さらに被爆国日本の若者が、カントや新渡戸が唱えた「世界平和の理想」について議論する絶好の機会･教材にもなる。そして何より「核兵器禁止条約の発効」は、社会科教員にとっては「世界平和」「平和学習」をタイムリーに教材化できるチャンスである。

加えて現在の世界情勢は「コロナ後の世界」にむけて、人類史上の歴史的な「価値観の転換点」でもある。ポスト・コロナ時代にむけて、この機会にぜひ多くの社会科教員や社会科教員をめざす若者に「核兵器の非人道性」「世界平和の理想」について考えてほしい。本稿がそのきっかけになることを期待したい。

《備考》

本稿は全国地理教育学会第14回大会（2020年11月22日：オンライン開催）で、一般研究発表したタイトル：「核兵器禁止条約と地理教育―大学生への意識調査と地理教材化への試み―」の内容を骨子として、追加・加筆し再構成したものである。また講義中に実施した「意識調査」に、熱心に取り組み回答してくれた大阪商業大学の学生諸君に感謝します。

《追記》

2020年10月24日以降の進展としては、12月11日にベナンが批准国に加わった。また2021年１月22日の発効後には、チリ、ペルー、インドネシア、ブラジルが批准の手続きに入っている（2021年１月23日付NHK－TV朝６：00ニュース報道による）。

《参考文献》

・安斎育郎ほか（2018）『核兵器禁止条約を使いこなす』かもがわ出版
・池上彰（2018）『核兵器がなくならない本当の理由』SBクリエイティブ
・稲盛和夫･梅原猛（2020）『哲学への回帰－人類の新しい文明観を求めて－』ＰＨＰ出版
・沖縄市市民部：平和・男女共同課（2013）『2013沖縄市平和大使長崎派遣報告書』沖縄市役所
・川崎哲（2018a）『核兵器はなくせる』岩波ジュニア新書
・川崎哲（2018b）『新版核兵器を禁止する－条約が世界を変える－』岩波ブックレット
・カント著、宇都宮芳明訳（1985）『永遠平和のために』岩波文庫
・木内信蔵編（1968）『朝倉地理学講座12政治地理学』朝倉書店
・京都高等学校社会科研究会編（2003）『新アジアに強くなる75章』かもがわ出版
・金栄鎬（2014）「韓国からみた原爆投下とヒロシマ－日本・米国・旧植民地アジアの相互

関係とその変化－」、広島市立大学国際学部国際政治・平和フォーラム編（2014）『世界の眺めかた－理論と地域からみる国際関係－』千倉書房、123 ～ 154頁に所収の論考
・くさばよしみ（2014）『世界でいちばん貧しい大統領のスピーチ』汐文社
・黒沢満（2020）「京都新聞土曜評論」2020年11月14日京都新聞11面オピニオン記事
・千田稔監修（2020）『カラー版地形と地理でわかる古代の謎』宝島社
・菅野稔人（2016）『100分で名著、カント永遠平和のために』NHK出版
・帝国書院編集部編（2017）『標準高等地図－地図で読む現代社会－』帝国書院
・T.マーシャル著、大山泉訳（2020）『地政学でわかる私たちの世界－12の地図が語る国際情勢－』評論社
・東京書籍編集部編（1995）『地理B白地図ノート』東京書籍
・冨田宏治（2017）『核兵器禁止条約の意義と課題』かもがわ出版
・西岡尚也（2007）『子どもたちへの開発教育－世界のリアルをどう教えるか－』ナカニシヤ出版
・新渡戸稲造（2002）『東西相触れて』タチバナ教養文庫
・P.ボニファスほか、佐藤絵里訳（2016）『最新世界情勢地図（増補改訂版）』ディスカバー21
・前田哲男（1991）『非核太平洋・被爆太平洋－新編棄民の群島－』筑摩書房
・室井義雄（1997）『南北・南南問題』山川出版社
・山口幸男（2020）「戦時下と戦後直後における地理教育論の変化－尾崎、矢嶋、村松３氏の場合－」地理教育研究、１～ 11頁
・山崎孝史（2010）『政治・空間・場所－「政治の地理学」にむけて－』ナカニシヤ出版